

真鶴町小中一貫教育校
基本構想・基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

2024 年度（令和 6 年度）

真鶴町

1 背景と目的

令和3年3月に策定した「真鶴町学校施設個別施設（長寿命化）計画」の報告書によれば、まなづる小学校・真鶴中学校の校舎はともに長寿命化には適さないとされ、2030年代半ばから後半にかけ更新時期を迎える。

令和4年7月には、「真鶴町学校教育あり方検討会」より報告書が出され、その中で『今まで真鶴町が着実に進めてきた幼（保）小中一貫教育を、より一層推進することが重要であり、交流と多様性を重視した活動を実現するためには、一貫教育校が望ましい』との提言がなされた。

更新時期を迎えること及び上記提言を踏まえ、町内に新たな学校制度である、義務教育学校又は小中一貫型小・中学校を新築する計画を進めている。2023年（令和5年）6月、有識者、学校関係者、地域団体の方々、及び公募町民等で構成する「真鶴町学校建設準備委員会」を立ち上げ、会議を年数回実施、さらに町民の声を聞くため、2023年度（令和5年度）より年3回「教育を語り合う会」を開催し、さまざまな意見を集約している。

新たな真鶴町小中一貫教育校建設に向け、真鶴らしい魅力ある基本構想及び基本計画を策定する。

2 委託業務の概要

(1) 件名 真鶴町小中一貫教育校基本構想・基本計画策定支援業務委託

(2) 委託内容

① 基本構想等の策定支援業務

ア 現状把握及び前提条件の整理

- ・建設予定地の現況、土地利用計画、道路、ライフライン等の調査・検証
- ・真鶴町の関連計画（総合計画、学校施設個別計画、防災計画）の把握等
- ・真鶴町の地域性、伝統文化、歴史、風土、気候、環境等の把握等
- ・教育方針の把握等
- ・幼児児童生徒数及び人口動向の把握
- ・国及び神奈川県における学校整備に関する指針、行政動向の把握等

イ 関係法令等の整理

- ・建設予定地及び周辺地域における学校建設に関する関係法令等の整理・調査

ウ 基本理念、基本方針及びコンセプトの検討

- ・上記項目アイを整理した上で、学校建設準備委員会での検討内容をもとに十分に検討すること。

エ 配置計画（ゾーニング）の検討

- ・校舎、学校図書館、屋内運動場、グラウンド等の配置計画（ゾーニング）の検討
- ・真鶴町公共施設との連携の検討

オ 計画施設の検討

- ・施設規模、構造、階数、必要諸室の構成・面積、必要な機能、設備等の検討
- ・防災機能及び地域開放機能を有する施設の検討

カ 概算事業費の試算及び事業スケジュールにおける課題の整理

- ・概算事業費の試算〔基本（調査）設計、実施設計、工事費等〕及び事業スケジュールにおける課題の整理

キ 基本構想等のとりまとめ

- ・上記項目についての検討内容を十分に反映した原案（素案を含む。）をもとに、基本構想等の報告書（イメージ図を含む。）を作成する。
- ・原則として、平面図、断面図、立面図等の設計図は不要とする。
- ・その他、基本構想等の策定及び計画施設の設計と条件の整理に関し必要となる業務の支援

② 学校建設準備委員会の運営支援

学校建設準備委員会に出席し、必要に応じて説明や助言及び資料の提供を行い、効果的な協議が行えるよう、技術的な支援を行う。

ア 学校建設準備委員会への出席

- ・準備委員会は2024年度（令和6年度）7月、9月、11月、1月、3月頃に年5回行う予定。
- ・準備委員会の日程調整、会場確保及び委員への連絡等については教育課が行う。

イ 学校建設準備委員会の資料作成等

- ・準備委員会に必要な資料を作成し、必要部数を提供する。（特に7月開催時には2か所ある建設候補地を一つに絞り込むための資料、9月開催時には新たな学校制度である、義務教育学校又は小中一貫型小・中学校を決定するための資料）

3 本業務の成果品

（1）仕様等

- ①基本構想・基本計画 製本版（A4版）3部、概要版（A4版）10部
- ②協議資料 一式
- ③電子データ 一式（CD-R等）
- ④その他、町が必要と認めたもの

（2）納入場所

真鶴町教育委員会 教育課教育総務係

（3）留意事項

- ①成果品に関する著作権は、本町に帰属するものとする。
- ②本業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、町が求める訂正若しくは修正又は交換等、必要な措置を速やかに講ずるものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

4 本業務の予定契約履行期間

契約締結日から 2025 年（令和 7 年）3 月 14 日まで。なお、基本構想の素案については、9 月中旬までに提出するものとし、基本設計に係る概算費用については、11 月上旬までに提出するものとする。

5 本業務の委託費

上限 3,850,000 円（消費税額等 10%を含む）

6 プロポーザルの実施方法等

- (1) 委託者選定方法 一般公募型プロポーザル方式
- (2) プロポーザル参加報償 無償
- (3) その他 提案については、本要領を十分理解した上での提案とすること。

7 企画提案に係る事項

企画提案に参加できるものは、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の（1）～（7）までの全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと及び同条第 2 項による措置を受けていないこと。
- (2) 公告の日から入札等の日までの間に、真鶴町の指名競争入札参加資格者の指名停止に関する取扱基準（昭和 61 年真鶴町告示第 55 号）による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当するものでないこと。
 - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）がなされている者
 - ③ 破産法（平成 16 年「法律第 75 号」）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 過去に学校教育施設（公立の小・中学校）の新築・改築・改修事業の基本構想又は基本計画策定支援業務の受託実績があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

8 遵守すべき法令等

町と本業務の実施にかかる契約を締結する者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

9 企画提案書の手続き等

(1) 公募型プロポーザル実施要領の公表（町ホームページ等で公表）期間

2024年（令和6年）4月15日（月）～2024年（令和6年）5月17日（金）

(2) 実施要領に関する質問受付・回答及び資料の閲覧

2024年（令和6年）4月15日（月）～2024年（令和6年）5月10日（金）

（閉庁日を除く）

※質問書（様式1）は電子メールにて提出願います。

メール：kyo_kyoikusomu@town.manazuru.kanagawa.jp

※質問に対する回答は、随時電子メールにて全参加者に送信します。

※閲覧資料は町ホームページから閲覧が可能です。

閲覧資料

- ① 真鶴町学校施設個別施設（長寿命化）計画【令和3年3月：真鶴町】
- ② 真鶴の教育（令和5年度版）【真鶴町教育委員会】
- ③ 令和6年度真鶴町の教育基本方針・重点施策【真鶴町教育委員会】
- ④ 令和6年度まなづる小学校学校経営グランドデザイン【まなづる小学校】
- ⑤ 令和6年度真鶴中学校学校経営グランドデザイン【真鶴中学校】
- ⑥ 真鶴町学校教育あり方検討会報告書【令和4年7月：真鶴町学校教育あり方検討会】
- ⑦ 真鶴町学校建設準備委員会議事録（第1回～第4回）【真鶴町教育委員会】
- ⑧ 教育を語り合う会概要（第1回～第3回）【真鶴町教育委員会】

(3) 参加申込書受付

2024年（令和6年）4月15日（月）～2024年（令和6年）5月10日（金）

※土日祝を除く、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時

まで。ただし、最終日は正午までの必着とする。

(4) 企画提案書受付

2024年（令和6年）5月7日（火）～2024年（令和6年）5月17日（金）

※土日祝を除く、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時

まで。ただし、最終日は正午までの必着とする。

提出方法は、郵送又は持参により提出

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩172-8

真鶴町教育委員会 教育課 教育総務係 宛

(5) 提出書類

① 参加申込書（別紙1）

② 企画提案書（様式第1号から様式第6号まで）

・様式第1号以外の提案書書式については任意様式でも可とする。

③ 会社概要（任意様式）

以下の項目は必ず記載すること。

・商号又は名称

・本社、支所（支店）所在地

・技術者数

・業務内容

・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

・学校教育施設（公立の小・中学校）の新築・改築・改修事業の基本構想又は基本計画策定支援業務の受託実績

・直近の財務諸表1年分

※ただし、真鶴町指名参加登録（令和5年度・6年度）がなされている事業者は、登録番号のみで省略可

(6) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

(7) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ その他担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合

② 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

③ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、追加、差し替え若しくは再提出は認めない。

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑥ 個別名の掲載の禁止

プレゼンテーション資料は企画提案資料に限るものとし、個別名が特定できる文言は掲載しないものとする。

10 審査・契約に係る事項

(1) 審査委員会

- ① 開催日時 2024年(令和6年)5月22日(水)
- ② 開催場所 真鶴町民センター
- ③ 委員会構成(計6名)
 - ・委員長 … 教育長
 - ・副委員長 … 副町長
 - ・委員 … 学校建設準備委員会代表、町参事、学校建設専任課長

④ 審査基準

(別表)

審査項目	審査基準	配点
業務実績	小学校又は中学校及び義務教育学校・小中一貫型小・中学校、学校と公共施設の複合の新增築あるいは全面改修工事の基本構想及び基本計画の策定実績	1・2・3・4・5 ×4点 点/20点中
業務体制	実施体制：総括業務責任者は、責任者として必要な知識、経験、能力を有し、指導監督能力の高い者であるか (総括業務技術者) 資格要件・業務実績 (担当技術者) 資格要件・業務実績	1・2・3・4・5 ×3点 点/15点中
実施方針	本業務の性格を踏まえた適切な検討体制となっているか。	1・2・3・4・5 ×1点 点/5点中
	計画案の検討におけるポイントを的確に捉えているか。	1・2・3・4・5 ×3点 点/15点中
	本業務を十分に理解した検討の進め方となっているか。	1・2・3・4・5 ×3点 点/15点中
本業務を進める上でのポイント	本業務を進める上での町の新たな教育・子育ての拠点施設の構想・計画づくりを担う十分な発想力があり企画提案が期待できるとともに、本業務を進める上での課題認識と解決へ向けた方向性について独自性・先進性のある提案内容となっているか。	1・2・3・4・5 ×3点 点/15点中
	本町の実態に沿った内容となっているか。また、実施した場合の十分な効果を発揮できる内容となっているか。	1・2・3・4・5 ×3点 点/15点中

※参加資格については、「(5) ②会社概要」及び「(7) 企画提案に係る事項」に基づき、教育課が審査する。参加資格の審査を通過した事業者には、審査委員会開始時刻や実施方法などの詳細について、企画提案書提出後2日以内(土日祝日を除く)に電子メールにて通知する。

※審査項目については、審査委員会が評価点数を算出する。

⑤ 審査方法

ア 委託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式審査基準（別表）に基づき、事業者から提出のあった企画提案の内容や、事業者からのプレゼンテーション及び事業者へのヒアリング（非公開で実施）内容に基づき審査を行い、競争性・透明性・公正性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、選定する。ただし、ヒアリング出席者は3名以内とする。

イ 審査方法については、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

⑥ 契約候補者の特定

審査結果に基づき、総合評価点数において、最高点を得たものを契約候補とする。ただし、同点の場合は、審査委員会の協議により優先交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は速やかに参加者に電子メールにて通知する。ただし、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

(3) 契約の締結

特定した契約候補者は、町が依頼する見積依頼書を確認した上で、見積書を提出期限までに提出し、見積価格が、予定価格以下の価格をもって契約相手方として決定するものとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託に関する事項

受託者は、受託を行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない、ただし、業務を効率的に行うために必要な業務については、町と協議の上、事前に町の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。予定がある場合は実施体制に詳細を記載のこと。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「真鶴町個人情報保護条例」に基づき、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

12 全体スケジュール

- (1) 公募型プロポーザル実施要領の公表
2024年（令和6年）4月15日（月）～2024年（令和6年）5月17日（金）
- (2) 実施要領に関する質問受付・回答及び資料の閲覧
2024年（令和6年）4月15日（月）～2024年（令和6年）5月10日（金）
（閉庁日を除く）
※土日祝日を除く、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。
ただし、最終日は正午までの必着とする。
- (3) 参加申込書受付
2024年（令和6年）4月15日（月）～2024年（令和6年）5月10日（金）
※土日祝日を除く、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。
ただし、最終日は正午までの必着とする。
- (4) 企画提案書の受付（郵送又は持参）
2024年（令和6年）5月7日（火）～2024年（令和6年）5月17日（金）
※土日祝日を除く、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。
ただし、最終日は正午までの必着とする。
- (5) 審査委員会の開催（事業者のプレゼンテーションを含む）
2024年（令和6年）5月22日（水）
- (6) 審査結果の通知
2024年（令和6年）5月下旬
- (7) 契約の締結予定日
2024年（令和6年）6月上旬

13 問い合わせ先

- (1) 教育課教育総務係
募集の内容・企画提案に関する事項、企画提案書の手続き等、審査に係る事項、
契約に関する事項